

第5章 計画の推進

第1節 点検、評価（PDCA）

本計画は、PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

第2節 計画の推進体制

進行管理にあたっては、福崎町子ども・子育て会議において、意見を聞くものとします。

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、行政と関係諸機関とのネットワークをつくり、推進していきます。また、国、県の関係各機関とも連携を図っていきます。

第3節 計画内容の周知徹底

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、町民全員のそれぞれの立場における取組を示すものです。そのため、町民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取組を実践・継続していけるよう、広報誌や町ホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画の内容を公開し、町民への周知徹底を図ります。

参考資料

福崎町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 18 日条例第 20 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、福崎町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- （1） 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 子どもの保護者
- （2） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3） 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （4） その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、最初に召集される会議は、町長が召集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、学校教育課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福崎町子ども子育て会議委員名簿

対 象	所 属	氏 名	備考
子育てに関する有識者	子育て相談専門員	大 内 和 恵	会長
	神戸医療福祉大学教授	吉 森 恵	副会長
	区長会代表	岡 本 裕	
	町議会代表	石 野 光 市	
	主任児童委員	小 國 整 子	
子 育 て 中 の 保 護 者	福崎地区保護者代表	志 水 ゆかり	
	高岡地区保護者代表	柴 田 宝 代	
	田原地区保護者代表	高 井 仁 美	
	八千種地区保護者代表	難 波 明 子	
	子育て支援施設利用者	黒 田 由美子	
子育て支援事業従事者	姫学こども園	中 農 恵	
	サルビアこども園	日下部 智 子	
	高岡幼稚園	浦 上 初 美	
	子育て支援センター	石 川 あゆみ	
	学童保育指導員	武 内 二 郎	

事 務 局	教育長	高 寄 十 郎	
	学校教育課 課長	岩 木 秀 人	
	学校教育課 課長補佐	中 農 美 香	
	学校教育課 主事	辻 中 優 美	

